

# 幕別町新庁舎建設基本方針

平成24年7月  
幕別町

庁舎の耐震化のあり方については、幕別町役場庁舎あり方検討委員会(全部長職により組織)において「幕別町役場庁舎耐震化検討業務報告書(H23.3(株)岡田設計)」を参考に検討結果報告を取りまとめ、当該報告に基づき、新庁舎建設に向けた基本方針(案)を平成23年6月17日に作成しました。

この基本方針(案)は、その後、議会における「庁舎建設に関する調査特別委員会」の議論と並行し、住民説明会の開催や住民に対する意見募集の内容を踏まえ、新庁舎建設の必要性や建設位置などについて検討を重ねてまいりました。

これらの検討経過・内容を十分に踏まえ、基本方針(案)に必要な修正等を加えた新庁舎建設における基本的な考え方を示すものとして、次のとおり「幕別町新庁舎建設基本方針」を策定しました。

## 1 庁舎建設の必要性

### (1) 現庁舎の背景

現在の本庁舎(3,819.65㎡)は、昭和46年(1971年)3月に着工、翌昭和47年(1972年)7月に竣工し9月11日から執務を開始しています。本年7月現在で、築後40年が経過します。

現庁舎は、現行耐震基準が制定された昭和56年以前の旧基準に基づき建設されたものでありますが、平成15年9月26日に発生した十勝沖地震(震度6弱、M8.0)において、1階ピロティの柱がずれて破壊(せん断破壊)する構造被害が発生し、緊急補修を実施していますが設計時の耐力までは回復していない状況にあります。

### (2) 現庁舎の問題点

#### ① 耐震性の欠如

平成15年度に実施した庁舎耐震診断(3次診断、H16.3報告)では、各階ごとの構造耐震指標(Is値)※は0.170~0.490で、いずれの階においても構造耐震判定指標Iso(0.75)※を下回っており、大地震発生時の安全性が確保されていない結果でありました。

元々、耐震壁が少なく耐震性が不足している上に、1~2階の耐震壁のほぼ全てにせん断ひび割れが生じたことにより、耐震性が大きく不足し、十分な耐震性を確保するためには、大規模な耐震改修が必要と判断されたところです。

※ **構造耐震指標(Is値)** 建築物の耐震性能を判断するための数値で、国土交通省では安全の目安を0.6以上とし、震度6強以上の大規模な地震に対し0.3未満の場合は、倒壊又は崩壊の危険性が高い、0.3~0.6未満の場合は危険性があるとされています。地震力に対する建物の強度や靱性(変形能力、粘り強さ)が大きいほど、Is値は大きくなり耐震性が高くなります。

※ **構造耐震判定指標(Iso値)** 建物の耐震性の目標値で、0.6に地域指標(1.0)、地盤指標(1.0)と用途指標(1.25)を乗じたもの。庁舎は被災応急対策活動施設であることから1.25倍の補正をしています。

#### ② 防災拠点機能の不全

耐震性に問題を抱える現庁舎にとっては、阪神・淡路大震災や東日本大震災と同程度の地震が発生した場合は倒壊の恐れが高く、防災拠点、災害復興拠点としての果たすべき役割が担えない状況が想定されます。

#### ③ 庁舎の老朽化

建物は全体に老朽化しており、危険箇所については修繕を行っていますが、給排水設備、暖房設備などは機能低下が著しく、更新が必要な状況にあります。

#### ④ 分散、狭隘による住民サービスの低下

住民が利用する窓口が、本庁舎、保健福祉センター、教育委員会に分散しているため、利便性やサービスなど行政効率の低下を招いています。

#### ⑤ バリアフリー対応の困難さ

高齢者や障がい者に配慮したバリアフリーに対応できていない。構造上、車椅子利用者用の便所の設置は根本的な解決が困難な状況にあります。

(3) 現庁舎の耐震改修等の可能性（概算工事費に暖房・給排水設備等の改修費を含む。）

① 耐震補強（外部ブレース工法+RC造耐震補強壁）	概算工事費 1,199百万円
② 耐震補強（バットレス工法+鉄骨ブレース工法）	概算工事費 1,624百万円
③ 免震工法	概算工事費 1,145百万円
④ 現庁舎一部（4階以上）解体（耐震補強）+増築（RC造3階建て3000㎡）	概算工事費 1,772百万円

上記の①から④のいずれの耐震改修工法においても、次の課題を指摘することができます。

- 築後40年を経過しており、多額の改修費用に見合った効果（使用期間延長）が見込めない。  
（財務省/減価償却資産の耐用年数等に関する省令 RC造事務所用等 50年）
- 施工後において、耐震補強壁により執務の動線に大きく影響を生じてしまう。
- 執務継続下での改修は現実的には困難であり、仮庁舎の整備が必要となる。（騒音、粉塵の影響）

(4) 結び

以上のように、現庁舎の耐震改修には多額の費用を要すること、その工事期間中においては、住民サービスの低下や執務環境の悪化が想定されること、建設後の経過年数から工事施工後において長期に渡る利用期間の延長が見込めないこと、今後ますます多様化する行政需要に対応し、住民の利便性の確保を図る必要があることなどから、現庁舎の耐震補強工事を施工するのではなく、新庁舎の建設が必要と考えます。

**2 新庁舎の基本的な考え方（理念）**

新庁舎は、第5期幕別町総合計画の将来像「人と大地が躍動しみんなで築くふれあいの郷土」を実現するに相応しい「協働」、「連携」、「交流」を創出するための舞台であり、今後の行政需要に柔軟に対応し、効率的な行政運営を可能とするとともに、町民に親しまれる庁舎とします。

このような考えに基づき、新庁舎の基本方針は次のとおりとします。

- a 高齢者や障がい者はもとより、すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインが図られた庁舎
- b 分かりやすく利用しやすい機能や安全性への配慮のもと、触れ合いの場として親しまれる庁舎
- c 多様化する行政需要の変化に対応可能な庁舎
- d 防災・復興拠点としての機能を十分に備えた庁舎
- e 省資源や省エネルギーに対応した経済的で維持管理のしやすい環境に配慮した庁舎
- f 幕別町のシンボルとなるような庁舎

**3 新庁舎の機能**

(1) 共通機能

ユニバーサルデザインの理念を取り入れ、高齢者や障がい者、子ども、外国人などの利用に配慮した、わかりやすく、移動しやすく、利用しやすい庁舎を目指すとともに、環境負荷を低減するため、自然エネルギー等の導入を検討し、省エネ・省資源対策を施します。

(2) 基本機能

① 窓口機能

- 効果的なサイン計画など案内機能の充実
- 住民利用が多い窓口の低層階への配置、関連窓口の近接配置などによるワンストップサービス手法の導入
- 窓口環境の向上と待合スペースの充足

- プライバシーに配慮した相談スペースと個別カウンターの設置
- ② 執務機能
  - 時代の変化に柔軟に対応できる仕切りのないオープンスペースフロアを基本
  - 事務スペース内に作業・ミーティングスペースの設置
  - 職員と来庁者との応接・打合せスペースの配置
  - コピー等のワークスペースと収納スペースの効率的な配置
- ③ 防災機能
  - 危機管理拠点としての災害対策本部会議室等の防災対応機能の導入
  - 災害応急対策活動に必要な施設としての耐震性を有した耐震構造や免震・制震構造
  - 災害管理拠点として必要な設備や備蓄の整備
- ④ 住民機能
  - 参加と協働のまちづくりの拠点としての情報共有コーナーの設置の検討
  - 多様な住民活動を支え、活用できる交流スペースや喫茶コーナーの導入の検討
  - 来庁者がくつろげ、利用しやすい空間としてのロビーの確保
  - 庁舎前広場など屋外のイベント広場機能の検討
- ⑤ 議会機能
  - 住民に開かれた議会機能の確保
  - 傍聴席の利用しやすさなど住民ニーズへの配慮
  - 議場、委員会室等の住民利用等多目的利用への対応の検討
- ⑥ 施設管理機能
  - 休日日や夜間などの庁舎管理に対応したセキュリティ機能の充実
  - 照明、空調・換気設備は省エネに配慮し、個別(部分)使用に対応したシステムの導入

## 4 新庁舎の規模

### (1) 幕別町の将来人口

- 第5期幕別町総合計画(H20.3策定) H20(2008)～H29(2017)年度  
H29年想定人口 28,000人
- 国立社会保障・人口問題研究所(H20.12) 『将来推計人口』  
H27年26,891人、H32年26,374人、H37年25,635人、H42年24,745人、H47年23,734人
- 国勢調査  
H17年26,919人、H22年26,547人

### (2) 職員数

- 幕別町職員定数条例 283人(うち33人は児童福祉施設及び学校勤務)  
(町長部局) 一般職員224人(うち29人は児童福祉施設勤務)  
水道事業 7人  
(議会事務局) 5人、(選挙管理委員会事務局) 1人  
(農業委員会事務局) 6人、(監査委員事務局) 1人  
(教育委員会事務局) 39人(うち4人は学校職員)
- 幕別町定員適正化計画(H20.3策定) H19(2007)～H22(2010)年度  
(H19.4.1現在) 264人  
(H23.4.1目標) 246人  
※H23.4.1正職員数 **238人**(厚労省派遣1、社会福祉協議会2を含み、消防組合2を除く。)  
定員適正化計画上は上記に加え、教育長及び常雇職員(5)を含むため、比較値は244人

## ○勤務場所別現行職員数

(平成24年4月1日現在)

	正職員	常雇職員 国際交流員	嘱託職員	合計
本庁舎	109人	2人	7人	118人
町長部局	100人	2人	7人	109人
議会事務局	4人			4人
監査委員事務局	1人			1人
農業委員会事務局	4人			4人
教育委員会事務局	12人	1人	2人	15人
保健福祉センター	26人		3人	29人
<b>小計A</b>	<b>147人</b>	<b>3人</b>	<b>12人</b>	<b>162人</b>
忠類総合支所	19人	1人	1人	21人
町長部局	17人			17人
教育委員会（生涯学習課）	1人	1人	1人	3人
農業委員会（忠類支局）	1人			1人
札内支所	8人		1人	9人
糠内出張所・駒島出張所	1人			1人
保育所（4箇所）	25人			25人
子育て支援センター	2人			2人
発達支援センター	5人		1人	6人
幼稚園	3人		1人	4人
図書館（3箇所）	5人	1人		6人
給食センター（2箇所）	3人			3人
ふれあいセンター福寿	6人	1人		7人
農業振興公社	3人			3人
<b>小計B</b>	<b>80人</b>	<b>3人</b>	<b>4人</b>	<b>87人</b>
東十勝消防事務組合派遣	4人			4人
社会福祉協議会派遣	1人			1人
厚生労働省派遣	1人			1人
北海道派遣	1人			1人
<b>小計C</b>	<b>7人</b>			<b>7人</b>
<b>合計（A+B+C）</b>	<b>234人</b>	<b>6人</b>	<b>16人</b>	<b>256人</b>

※町長、副町長、教育長、北海道からの派遣職員（観光振興担当参事・税務課主幹）は計上していない。

※産前・産後休暇、育児休業中の職員を含む。

### (3) 新庁舎へ配置を想定する部署と職員数

新庁舎へ配置を想定する部署は、現状における組織機構を基本とし、保健福祉センターに配置している福祉課（発達支援センターを除く。）、こども課、保健課の3課は、町民の利便性や関係部署との連携等を考慮し、新庁舎の建設に合わせて、庁舎内に行政機能を集約する方向で検討します。

また、職員数についても、今後においても国からの事務の移管（権限移譲）に伴う業務量の増加が見込まれることから、現状における職員数を基準として、新庁舎に配置する職員数を想定します。

区 分	合計
特別職（町長、副町長）	2人
正職員（※丸の中の数値は、想定職員数です。）	137人
【総務部：部長職①】総務課（選挙管理委員会事務局）⑭、税務課⑪	26人
【企画室：部長職①】企画室⑧	9人
【民生部：部長職①】福祉課⑤、こども課⑤、保健課⑯、町民課⑬	40人
【経済部：部長職①】農林課⑧、商工観光課⑤、土地改良課④	18人
【建設部：部長職①】土木課⑧、都市施設課⑩	19人
【水道部：建設部長兼務】水道課⑨	9人
【出納室：部長職①】会計課③	4人
【議会事務局：部長職①】議事課③	4人
【監査委員事務局】①	1人
【農業委員会事務局】④	4人
※国、道派遣の職員②、観光振興担当①	3人
常雇職員、嘱託職員	12人
臨時職員	約20人
新庁舎へ配置を想定する職員数の合計	171人

### (4) 新庁舎の規模

平成23年度地方債計画において、庁舎整備事業の標準面積・標準単価は廃止されていますが、参考までに廃止前の庁舎建設事業費算定上の「人口5万人未満の市町村」基準で算出すると、総標準面積は4,517㎡となります。

新庁舎の規模は、この標準面積4,517㎡を基本に、「**3**新庁舎の機能」に記載している共通機能と基本機能の考え方を取り入れたスペースの確保等を考慮し、想定面積を概ね5,000㎡から5,300㎡程度とします。

※ 現庁舎3,819.65㎡、教育委員会317㎡、保健福祉センター261㎡  
音更町(S52/1B4F 6,698㎡)、芽室町(S43/3F 3,000+S31/2F 898㎡で3,898㎡、教委・保健C除く)  
足寄町(H18/2F 3,508.44㎡+車庫等693㎡)

## 5 新庁舎の位置

### (1) 建設候補地の条件

#### ① 敷地面積

新庁舎の建築面積及び駐車場等面積を確保できる敷地面積があること。

※参考 現庁舎敷地面積約6,000㎡(町民会館前駐車場1,800㎡を除く)

#### ② 用地の確保

現在保有する町有地のいずれかに建設することとし、基本的に新たな用地取得は行わないこと。

#### ③ 利便性

地方自治法第4条第2項※に定めるとおり、交通事情や他の官公署施設などとの関係など利便性が高いこと。

※ 地方自治法4② 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

#### ④ 均衡ある発展の確保

忠類村との合併や市街地の三極化という幕別町の特性を考慮し、将来に渡っての発展を見据え、各地域の均衡ある発展の確保に寄与すること。

### (2) 建設候補地の比較と評価

#### a 現庁舎敷地 11,438㎡(拡張分4,746㎡を含む)

第1種住居地域、建ぺい率60%、容積率200%

- 国道38号線からのアクセス、鉄道、バス等交通事情の利便性が高い。
- 農協、郵便局、商工会、森林組合、幕別消防署、東部耕地出張所、帯広警察署幕別駐在所の集積があります。
- 敷地の状況から現庁舎を活用しながらの建設が可能です。(仮庁舎が不要です。)
- 止若公園用地の庁舎用地への転用が必要となります。都市計画の変更を要します。
- 代替公園の要件を満たす公園用地の確保が、原則として必須となりますが、猿別川河川敷地の一部を当てることが可能であり、新規の用地取得を要しない。

#### b 旭町公営住宅跡地地区 13,360㎡

第1種低層住居専用地域、建ぺい率40%、容積率60%

- 現行都市計画上、600㎡を超える面積の建設が不可能です。

#### c 保健福祉センター地区 15,701㎡(保健福祉センター、コミセン、プール、図書館を除く)

第1種中高層住居専用地域、建ぺい率60%、容積率200%

- 保健福祉センター、図書館との連動性が高い。
- 幕別小学校プールが支障建物となる可能性が高い。
- のぞみ公園用地の庁舎用地への転用が必要となります。都市計画の変更を要します。
- 代替公園の要件を満たす公園用地の確保が、原則として必須であり、新規の用地取得を要する可能性が高い。

#### d 札内支所地区 6,501㎡(福祉センター、東コミセンを除く)

第2種中高層住居専用地域、建ぺい率60%、容積率200%

- 建築基準法上、3階建て以上の建築物に対して日影規制が課されており、周辺住宅への配慮が必要です。
- 札内福祉センター(札内支所)を解体した場合においても、東コミセン利用者に加え、庁舎利用者及び職員の駐車場敷地の確保が困難です。解体した場合には、福祉センター機能の確保が必要となります。
- 仮庁舎の整備が必要となります。

e 白人公園地区 14,291㎡(プール、老人健康増進センターを除く)

第1種中高層住居専用地域、建ぺい率60%、容積率200%

- 白人小学校プール、老人健康増進センターが支障建物となる可能性があります。
- 巨木の植生が多く緑豊かな憩いのエリアです。
- 白人公園用地の庁舎用地への転用が必要となります。都市計画の変更を要します。
- 代替公園の要件を満たす公園用地の確保が、原則として必須となりますが、隣接地が市街化調整区域であり、代替地の確保が困難です。

f スマイルパーク地区 46,229㎡(百年記念ホール、札内スポーツセンター等を除く)

第2種住居地域、建ぺい率60%、容積率200%

- 国道38号線からのアクセスが良好です。
- 札内市街地の北東端に位置し、交通弱者にとって利便性が低い。
- スマイルパーク用地の庁舎用地への転用が必要となります。都市計画の変更を要します。
- 代替公園の要件を満たす公園用地の確保が、原則として必須となりますが、現在の公園敷地の形状から道路を挟んでの用地確保とならざるを得ず、代替地確保は困難です。

(3) 新庁舎の位置

6つの建設候補地の評価は、上記のとおりですが、次の観点から現庁舎敷地を建設位置に選定します。

- ① 合併後の幕別町において、地勢上、忠類地区と札内地区を結ぶ上での中間点に位置すること。
- ② 鉄道、バスの交通事情の優位性があること。
- ③ 農協、郵便局、商工会、森林組合、幕別消防署、東部耕地出張所、帯広警察署幕別駐在所の集積があること。
- ④ 大規模施設の建設に伴う周辺の住環境への影響が少ないこと。
- ⑤ 止若公園用地の一部転用に伴う代替地の確保が容易であること。
- ⑥ 過疎化が進行する幕別地区の市街地形成に寄与し、幕別町全体の均衡ある発展に貢献すること。
- ⑦ 消防署、警察と至近な位置にあり防災拠点として立地性が高いこと。

**6** 建設の目標年次

建設に要する事業費の財源として、国土交通省の補助事業の活用と、後年次の元利償還金への普通交付税措置が設定されている合併特例債の充当を見込んで平成27年度末までの完成を目途とします。

スケジュールは、次のとおりです。

(平成24年度)	基本構想策定
(平成24～25年度)	基本設計
(平成25年度)	実施設計
(平成26～27年度)	建設工事等



## 7 住民参加

新庁舎建設への住民参加のあり方については、次の手法などの中から選択し、適切な住民意見の反映に努めます。

- a 住民アンケート
- b パブリックコメント
- c 住民懇話会
- d 住民説明会

## 8 その他の検討すべき事項

- (1) 人口の約7割が居住する札内地区住民への行政サービスのあり方については、住民要望の高い保健福祉関連業務等の拡充等を検討します。
- (2) 現在、分庁舎となっている保健福祉センターについては、新庁舎への集約化を実施した場合の有効活用のあり方について検討します。



幕別町企画室企画情報担当

〒089-0692

北海道中川郡幕別町本町130番地

電話 0155-54-6610 FAX 0155-54-3727  
E-mail kikakutanto@town.makubetsu.lg.jp